

2022年7月以降、 妊娠・出産・育児のサポート制度が拡充されます!

STEP 1 【会社独自制度】2022年7月スタート

《プレママ休暇の新設》

ママ社員の妊娠期の通院、休業等の欠勤、遅刻、早退の取扱いを**特別休暇(有給)化!**
 ・対象期間：妊娠期～産前休暇前まで **付与日数:5日** (1日または半日の分割取得可能)



《慶弔休暇【出産】の拡大》

パパ社員の出産支援や育児のための**慶弔休暇(特別休暇有給)を1日から5日へ拡大!**
 ・対象期間：配偶者の産前6週～産後8週 **付与日数:5日** (1日または半日の分割取得可能)
 ◆産後に1日以上を取得を含む必要があります。



STEP 2 【育児休業法改正】2022年10月スタート

《産後パパ育休の創設》

産後休業をしていないパパ社員等が申し出た場合に、
 子の出生後8週(56日)間以内に、28日間を2回まで分割して取得が可能に!



《育児休業の分割取得》

1歳迄(パパ・ママ育休プラスは1歳2か月迄)の期間で、2回まで分割して取得が可能に!

《1歳超え育休の開始日の柔軟化》

現行制度はパピママとも1歳(もしくは1歳6か月)に同日固定開始であったものが、パパ・ママのどちらか一方は途中で開始が可能となり、育休の途中交替が可能に!

◎詳しくは、各支店の育休制度等相談窓口まで、お気軽にご連絡ください。